

[事案 29-337] 新契約無効請求

・平成 30 年 7 月 18 日 裁定終了

<事案の概要>

いつでも保険料の減額ができ、年数が経過すれば保険料は全額戻ってくると募集人から誤説明を受けたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 2 月に契約した低解約返戻金型終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、いつでも保険料の減額ができ、減額しても、払った保険料は 15 年経過すれば全額戻ってくるという虚偽の説明を受けた。
- (2) 募集人は、契約前に、契約直後にでも毎月の保険料を 5 万円から 1 万円に減額できるというような説明をし、契約直後に保険料減額の話をしてきていた。
- (3) 契約から 1 年後、募集人が退職することを聞き、将来的に保険料を減額するときはどうすれば良いか質問した際の携帯メールが残っており、このことから、保険料を減額できるという説明がされていたことは明らかである。

<保険会社の主張>

募集人は、保険料の減額時に支払われた保険料が全額戻るなどの誤った説明は行っておらず、設計書を用いて、解約返戻金の推移などを正しく説明していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。募集人は退職済みであり、協力が得られなかったため、事情聴取が実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が減額しても支払った保険料は年数が経過すれば全額戻ってくると説明したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。